

総合特別事業計画の変更の概要

1. 今回の変更の考え方

- 平成 24 年 5 月の総合特別事業計画（以下、「前回総特」という）の認定以降、原子力損害賠償においては、避難指示区域の見直し等に関し新たな賠償基準が策定されるなど状況が変化。
- 今回の変更は、こうした状況変化を踏まえ、今後の損害賠償に万全を期すため、「要賠償額の見通し」及び「損害賠償の迅速かつ適切な実施の方策」等に係る内容のみを変更するもの。
- なお、今回変更しないその他の内容については、需給や収支の見通し、経営環境の変化等を踏まえ、今後精査のうえ所要の変更について検討。

2. 主な変更内容

（1）要賠償額の見通し

- 前回総特の認定時から、避難指示区域見直しや自主的避難等に関し新たな賠償基準を策定するなど状況が変化したことに伴い、要賠償額の見通しが 6,968 億 800 万円増加し、3 兆 2,430 億 7,900 万円となった旨を記載。

（2）損害賠償の迅速かつ適切な実施の方策

- 「被害者の方々と向き合う賠償」を実現するため、「現場での個別対応力強化」、「被害者の方々の個別の御事情を十分に斟酌した賠償対応」、「本賠償と ADR の対応組織の更なる連携強化」の 3 つの観点から、賠償の組織体制を抜本的に見直した旨を記載（別紙参照）。特に、賠償実施に関する権限は、現場に大幅に委譲し、被害者の方々への個別対応力を強化することで、親身・親切な賠償を実現していく。

- 「5つの約束」の各項目について、これまでの取り組みは概ね順調に進捗している一方、新たに発生した課題に関し、更なる対応の強化を図っていく旨を記載。
 - i) 迅速な賠償のお支払い…2012年1月以降分の自主的避難等に係る賠償を受付後3週間以内にお支払い。賠償実施に関する権限を現地拠点等に大幅に委譲し、対応を迅速化。
 - ii) きめ細やかな賠償のお支払い…証憑類の入手・提出の負担軽減や基準運用の柔軟化等により、被害者の方々の個別事情を十分に斟酌。時効に関する被害者の方々の不安の解消（※）。
 - iii) 和解仲介案の尊重…ADR手続きにおいて、本賠償での交渉を踏まえた早期の争点整理や一部和解等の推進。和解結果の本賠償への適切な反映。
 - iv) 親切な書類手続き…将来分を含む一定期間の賠償金を包括請求できる「包括請求方式」や、合意いただいている期間を一括請求できる「通期請求書」の導入等。
 - v) 誠実な御要望への対応…賠償業務の責任者（福島原子力補償相談室長）が福島本部に常駐し、被害者の方々の御不満・御要望に迅速かつ誠実に対応。

※ 時効に関する被害者の方々の不安の解消

被害者の方々の「事故発生から3年経って東電に請求しても、時効によって、賠償が受けられなくなるのではないか」とのご不安に関し、民法第146条において「時効の利益は、あらかじめ放棄することができない」と規定されていることも考慮しつつ、当社として最大限可能な対応策を検討し、考え方及び対応方針を記載。具体的には、被害者の方々が東電から請求書・ダイレクトメールを受領している限り、東電が消滅時効を主張できる状態とはならないこと、また、本賠償未請求の方に対して戸別訪問など丁寧な情報発信を行うこと、自らが把握できていない被害者の方々がなお存在する場合に備え、御請求のサポートに万全を尽くす等、被害者の方々が不利益を受けないよう各々の御事情を十分踏まえて真摯に対応していくこと等を記載している。

(3) 政府における制度改革との関係

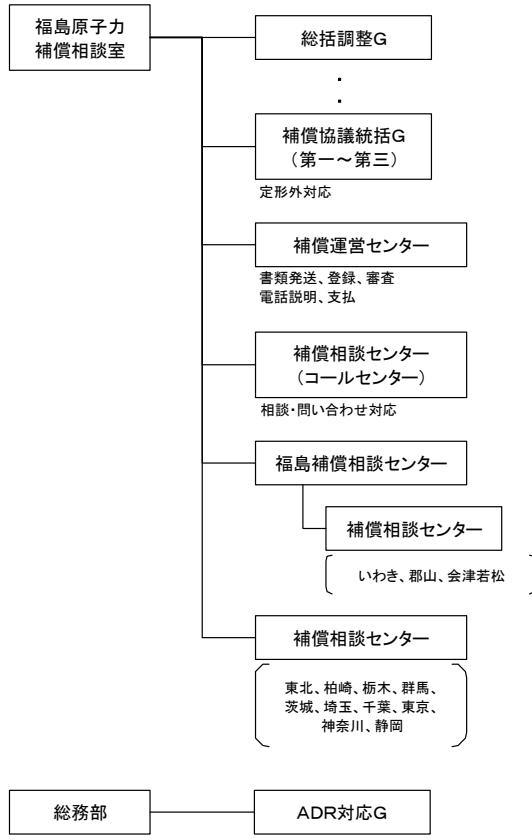
- 平成24年11月に発表した「再生への経営方針」において、国による新たな支援の枠組みを早急に検討することを要請した旨を追記。

以上

<別紙>

【賠償の組織体制の抜本強化】

<現 在>



<見直し後> (2013.1)

